

印西市公共施設適正配置実施方針（案）

市民意見公募（パブリックコメント）の結果

案 件	印西市公共施設適正配置実施方針（案）		
募集期間	平成30年10月2日（火）～平成30年10月16日（火）		
意見の提出	30件（4名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	3 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	5 件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	22 件

市民意見公募（パブリックコメント）における意見と意見への対応

No.	該当ページ	意見	意見への対応
1-1	-	「指定管理者制度の導入を検討します。指定管理者制度を拡大します。指定管理者制度を導入します。指定管理者制度を導入済み。」と記載されている項目が多くあるが、民間会社などに施設の管理運営が移ってしまうので、市役所職員の業務上の知識レベルが低下してしまう。	意見の取扱い：【参考】 本市において、指定管理者制度の導入施設については、市職員が業務内容等を把握した上で、モニタリング調査等を行い、適正かつ確実なサービスが提供されているかの確認をしておりますので、業務上の知識レベルの低下につながっていないものと考えております。
1-2	-	市役所職員の公共施設適正配置実施方針の実施のために、業務上知識レベルアップの研修を実施して、市民の財産である公共施設の管理運営に当たってもらいたい。	意見の取扱い：【参考】 いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2-1	表紙	表紙について 表紙下段の適当位置に「策定所管課名」を明記すべきである。	意見の取扱い：【その他】 奥付にて所管課名の記載を行います。そのため、表紙に関してはこのままとさせていただきます。
2-2	1	P. 1 1-1 方針の策定の背景と目的について 「現在の水準で維持すると仮定して」とあるが、P. 3 表 1-1 の対象施設数は市民ニーズに対してどれ程の充足を果たしているのか、市民ニーズに対して望まれる対象施設数の水準、或は現状での充足率を示すべきである。	意見の取扱い：【その他】 必要となる公共施設は、社会情勢等により変化していくものであり、望まれる対象施設数の水準等を定量的に示すことは困難です。 また、「印西市公共施設等総合管理計画」では、現状の公共施設を維持していくこと自体が困難であると見込んでおり、施設総量（総延床面積）の縮減を計画目標としていることを踏まえ、本実施方針の表記はこのままとさせていただきます。
2-3	2	P. 2 図 1-3 対象期間について 図 1-1 では、和暦と西暦が併記されていることから、図 1-3 においても併記されるべきである。	意見の取扱い：【修正】 来年 5 月に元号の改正が予定されていることから、ご指摘の点を踏まえ、和暦と西暦の表記について検討させていただきます。
2-4	3	P. 3 1-4 対象施設について 「インフラ資産を除いた公共施設」とあるが、「インフラ資産」に関しての方針も説明されるべきである。	意見の取扱い：【その他】 本実施方針は公共施設を対象としており、インフラ資産の方針等については、上位計画である「印西市公共施設等総合管理計画」に記載しています。そのため、本実施方針の表記はこのままとさせていただきます。
2-5	5	P. 5 ○新規での施設を整備する場合について 「市全体の施設総量が増加しないよう」とあるが、この場合の施設総量とは、廃止された施設の売却が完了したことで変更されるのか、或は単に廃止された時点で変更されるのかを明らかにすべきであり、また廃止施設リスト・跡地リストも掲示すべきである。	意見の取扱い：【参考】 市全体の施設総量は、廃止された施設の売却や解体が完了した時点で減少することとなりますが、当該箇所は、「印西市公共施設等総合管理計画」の抜粋であることから、表記はこのままとさせていただきます。 また、廃止施設リストや跡地リストの掲示については、今後の取り組みの中で検討させていただきます。

No.	該当ページ	意見	意見への対応																					
2-6	10	<p>P.10 表3-1 具体的な方向性の検討対象施設について</p> <p>先の表1-1は平成26年度末現在、そして表3-1はH29.4.1現在=平成28年度末現在ということになるのであろうが、各施設分類での施設数に相違があることから、その施設名称並びに相違の理由を表下に明記すべきである。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>表1-1</th> <th>表3-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市民文化系施設</td> <td>43</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会教育系施設</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(3) スポーツ・レクリエーション系施設</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(4) 子育て支援施設</td> <td>41</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>(5) 公園・緑地</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(6) 供給処理施設</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		表1-1	表3-1	(1) 市民文化系施設	43	41	(2) 社会教育系施設	8	10	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	10	1	(4) 子育て支援施設	41	34	(5) 公園・緑地	25	—	(6) 供給処理施設	1	—	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>表1-1と表3-1の施設数については、ご指摘のとおり時点の違いによるものの他、表1-1は、市が保有する全ての施設、表3-1は、市が保有する施設のうち、本実施方針で方向性を検討する施設を表していることにより、下記のとおり差異が生じています。</p> <p>なお、これらの内容の全てを記述した場合、表記が煩雑になるため、現状のとおりとさせていただきます。</p> <p><施設数増減の内訳></p> <p>(1) 市民文化系施設： 「原青年館」及び「竹袋青年館」の廃止により、2施設減少しています。</p> <p>(2) 社会教育系施設： 「木下交流の杜歴史資料センター」の新設により、1施設増加しています。</p> <p>なお、表3-1の本類型の施設数を10施設とご指摘いただいておりますが、本類型の対象施設数は9施設です。</p> <p>(3) スポーツ・レクリエーション系施設： 本実施方針では、建物を有する「松山下公園（体育館等）」のみを対象としていることから、表3-1では1施設となっています。</p> <p>(4) 子育て支援施設： 「大森幼稚園」、「岩戸幼稚園」、「大森保育園」、「木下保育園」及び「永治学童クラブ」の廃止により、5施設減少しています。また、「そうふけつどいの広場」及び「ファミリーサポートセンター」について、施設ではなく事業として取り扱うこととしたため、2施設減少しており、併せて7施設減少しています。</p> <p>(5) 公園・緑地及び(6) 供給処理施設については、No.2-9で回答しているとおりです。</p>
	表1-1	表3-1																						
(1) 市民文化系施設	43	41																						
(2) 社会教育系施設	8	10																						
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	10	1																						
(4) 子育て支援施設	41	34																						
(5) 公園・緑地	25	—																						
(6) 供給処理施設	1	—																						
2-7	16	<p>P.16[検討対象施設]について</p> <p>(1) P.75の資料編・各施設の配置図をP.16の本篇に掲載したほうがより理解が得られることから、表も同じものであり、もう一工夫すべきである。</p> <p>(2) 表下の※「集会所等」の施設名称も列記されるべきである。</p> <p>(3) 表内に「耐用年数」「定量的評価結果」も掲載することを再考すべきである。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針では、各施設の今後の方向性を示すことを目的としていることから、「配置図」や「耐用年数」等については資料編で掲載しています。また、「集会所等」については、全ての施設の方策が同様であり、施設数が多いことから、個別列記の必要が無いと判断し、まとめて表記したものです。なお、これらの全てを記述した場合、表記が煩雑になるため、現状のとおりとさせていただきます。</p>																					
2-8	17	<p>P.17 [第1期中に検討する施設及び方策]について</p> <p>表下に「◎：検討する方策」とあるが、どのように理解すればよいのか、説明が必要である。</p>	<p>意見の取扱い：【修正】</p> <p>本編P15に方策の見方を記載しています。</p> <p>第1期中に検討していく方策について「○」を付けており、例えば、「集約化」に「○」が付いている場合は、第1期中に「集約化に向けた検討」を行うこととなります。なお、ご意見を踏まえ、表記を修正します。</p> <p>修正前：「◎：検討する方策」 修正後：「表内の○が検討する方策を示しています。」</p>																					
2-9	57	<p>P.57(8) その他について</p> <p>表1-1に基づくと、(8) その他の前に(8) 公園・緑地 25施設、(9) 供給処理施設 1施設があるはずで、省かれている理由を説明すべきである。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針は、公共施設を対象としているため、インフラ資産としている「(8) 公園・緑地 25施設」は、対象外となります。</p> <p>また、「(9) 供給処理施設 1施設」は、「印西市公共施設等総合管理計画」に記載のとおり、耐用年数(38年間)経過後を目途に、建物の取り壊しを行うこととしているため、対象外としています。</p>																					

No.	該当ページ	意見	意見への対応
2-10	61	P.61 第4章の取り組みについて 平成31年度以降、平成32年度(仮)までのスケジュールを詳細に掲示すべきである。	意見の取扱い：【修正】 「第4章 今後の取り組み」については、「(仮称)公共施設適正配置アクションプラン」の詳細なスケジュールではなく、全体的な取り組みのイメージを示すものとなりますので、ご理解をお願いします。 なお、「(仮称)公共施設適正配置アクションプラン」については、平成31年度中に策定を予定しているため、ご意見を踏まえ、一部修正します。
2-11	64	P.64 資料編・定量的評価結果について (1) 市民文化系施設については、13施設のみ提示であることの理由を説明すべきである。 (2) 学校教育施設については、表1-1並びに表3-1より1施設少ない理由を説明すべきである。 (3) 公園・緑地並びに供給処理施設の名称・評価結果の記載がない理由を説明すべきである。	意見の取扱い：【その他】 No.2-6及びNo.2-9と同様です。
2-12	-	その他について (1) 同様な方針策定が行われているはずの、『市内に存在する市以外が保有している公共施設等』の情報も共有すべきであることから、資料編に整理・掲載すべきである。 (2) (案)の策定担当課として所管課・連絡先等を『奥付』として明記すべきである。	意見の取扱い：【参考】 (1) 本実施方針は、市が保有している施設を対象としていますので、ご理解をお願いします。 (2) 奥付については、策定時に明記します。
3-1	1	印西市公共施設適正配置実施方針(案)「第1章はじめに」、「1-1 方針策定の背景と目的」には、「今後34年間で更新等の費用が毎年度約7億円不足することが見込まれています。」と有りますが、この数値に関する算出根拠が記載されて無く、いかなる条件で算出したのか、全く開示されていない。	意見の取扱い：【その他】 今後の更新等費用については、上位計画である「印西市公共施設等総合管理計画」における試算結果を用いているため、本実施方針では割愛しています。 なお、当該算出根拠については、「印西市公共施設等総合管理計画」のP22～24及びP56～59に記載しています。
3-2	-	本案は、毎年度約7億円の費用削減を目的としているようであるが、印西市の年間予算規模は、ほぼ300～400億円程度で有り、削減規模は1.8～2.4%程度で有り、この程度の規模であれば、年間予算規模の中での様にも対処できると思われる。	意見の取扱い：【その他】 全国の地方自治体では、公共施設の老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化の進行等に伴う厳しい財政状況により、財政負担の軽減や平準化に取り組むことが共通の課題となっています。こうした状況や2012年に発生した笹子トンネルの天井板崩落事故等を背景に、国から、各地方自治体に対し、長期的な視点で公共施設やインフラ資産を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。
3-3	-	なぜ、今更改めて適正配置を策定しなければならないのか、一市民として理解に苦しむ。今までも、適正配置で行政運営を行ってきたのでは無いのか。 「将来の人口構成の変化や財政状況等を踏まえると、今後公共施設の更新等に充当できる財源の確保が困難になることが想定され、現在保有する全ての公共施設を維持し続けることは困難な状況にあります。」との記載がありますが、今までも人口構成の変化や財政状況の変動は常にあったもので、なぜ今このような「印西市公共施設適正配置実施方針」を策定する必要があるのか、理解に苦しむ。単なる将来不安という程度の理解しか出来ず、必然性も蓋然性も感じない。	本市においては、これまでも人口構成や社会情勢の変化に対応しながら、行政運営を行ってまいりましたが、現在増加している市の人口も、やがては減少し、収入が減少する一方で、高齢化の進行に伴う社会保障費等の増加により、厳しい財政状況が予想されることから、平成29年3月に策定した「印西市公共施設等総合管理計画」に基づき、本実施方針の策定を進めているものですので、ご理解をお願いします。

No.	該当ページ	意見	意見への対応
3-4	1	<p>本案は、「今後 34 年間で更新等の費用が毎年度約 7 億円不足」とあるが、この程度の増収は、容易に実現できるのではないのか。</p> <p>すなわち、年間約 1 億円以上の高額納税者を、10 数名程度印西市に居住してもらえば良い話である。</p> <p>成田空港にも近い印西市は、自家用飛行機で世界を股に活躍する日本人や外国人等の高額納税者を確保するにはよい地の利で有り、このような人々は、日本に数万人居るので、容易に実現できる。</p> <p>出を制するよりも、入りを確保する方が、印西市の評価・価値は上がる。これこそマネジメントの基本である。</p> <p>本案、第 2 章、方針 5「公会計の活用による公共施設マネジメント」との記載があるが、公会計の活用のみがマネジメントではなく、マネジメントとは「人・物・金・情報を活用し成果を上げることである」という広くて深いものである。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>ご意見としていただきます。</p>
3-5	-	<p>本案作成の過程で、2014 年に施行された「都市再生特別措置法」の一部改正により、各市町村が策定できるようになった「立地適正計画」との整合性について、検討したのか経緯が不明である。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>「立地適正化計画」は策定が任意であり、本市は策定していないため、「立地適正化計画」との整合性は検討していません。</p>
3-6	-	<p>本案の法的位置づけは、どの様な検討経緯があったのか全く不明である。法的位置づけを持たない単なる印西市の意向を示した一案に過ぎないのか明確にされたい。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針に法的位置づけはありませんが、今後も市民サービスを維持していくため、本市の公共施設マネジメントの取り組みにおいて、策定を進めているものです。なお、策定の必要性については、No. 3-2・3-3 で回答したとおりです。</p>
3-7	10・11	<p>本案、「第 3 章施設類型別の適正配置の方向性」が記載され、定量的評価として「運用コスト」「利用状況」「建物性能」の指標化による定量的な評価を行うとしていますが、各案件に関して、当該施設の重要度や、当該物件の持つ業務性能については評価されていない。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>施設の重要度等については、定量的な評価が適さない項目であることから、本実施方針 P14 に記載のとおり、施設類型ごとに「必要性」、「公平性・公共性」、「有効性」等の定性的評価を行っています。</p>
3-8	51・52	<p>現在の印西市役所は、本当に適正配置されているのであろうか。</p> <p>印西市内の公共交通網は整備されて無く、小生の家から印西市役所に行くためには、近隣の行政区域を幾つも辿るうえに、交通費負担は多大である。</p> <p>このような市民に多大な負担を強いるうえに、利便性のない姿を適正配置と言えるのであろうか。適正配置という言葉の定義ができていない。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針では、今後も市民サービスを提供する必要があり、維持すべき建物については、長期利用を図ることで建替え費用を抑制することとしており、ご指摘の印西市役所については、平成 22 年度に老朽化や耐震化対策の工事を実施済みであることから、2030 年度までの第 1 期において、当面継続の方向性としています。</p> <p>なお、P52 の【今後の施設類型別の適正配置の方向性】の「施設・建物配置」に記載のとおり、将来的に市役所庁舎の建替えを行う場合においては、立地場所等を含めた検討を行うこととしています。</p>
3-9	51・52	<p>現在の印西市役所は耐震補強は一部成されているが、隣接する会議棟などはプレハブ構造で、地震時など本当に安全性を担保されているとは思えない。</p> <p>特に、市役所は、災害発生時、災害対策本部を設置するところで、現状では、その機能を全うできるとは思えない。こんな姿の印西市役所が適正配置とは、とても理解できない。</p>	
3-10	18・19	<p>木下にある中央公民館がある。利根川の水門の近くにあり、橋を渡って行くしかなく、災害時等避難場所として利用できるのかと不安を覚える。</p> <p>水害時避難場所などとして利用できる姿ではない。現在の印西市の中心にあってこそ、中央公民館ではないのか。名は体を表さない典型例である。</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <p>中央公民館については、老朽化が顕著であり、借地であることから、2030 年度までの第 1 期において、移転及び複合化を検討することとしています。ご意見については、今後移転等を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当ページ	意見	意見への対応
3-11	51・52	<p>本案、「第3章施設類型別の適正配置の方向性」、「3-2 施設類型別の適正配置の方向性」、「(7) 行政系施設」、〈庁舎等〉の記載の中で、[定性的評価] 評価項目「機能性・将来性」の記載に於いて、「○住民票等コンビニ交付の導入により建物を保有していなくても、一部の市民サービスを提供することが可能となりました。」</p> <p>[今後の施設類型別の適正配置の方向性]の欄、評価項目「市民サービス」「○出張所については、住民票の交付や税の収納などの市民サービスごとに、利用状況や費用対効果、今後の市民ニーズ、コンビニ交付の導入などを踏まえて、支所を含めた近隣の施設との集約化や廃止等の施設のあり方を検討します。また、運営の効率化の観点から、出張所等の土日開庁についても併せて検討します。」</p> <p>この記載は、コンビニを、市民サービスの拠点として利用しようとの発想であるが、極めて安易で不適切な対応である。</p> <p>コンビニは、民間企業が経営しているものであり、民間企業の目的は、企業利益の最大化で有り、本質的に行政サービスにはなじまないものである。企業利益の最大化は、常に企業経営者の命題で有る以上、その目的に合わなければ、いつでも業務を停止する。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>住民票等のコンビニ交付については、コンビニエンスストアを市民サービスの拠点とするものではなく、市役所や支所、出張所等を補完し、市民の皆様の利便性向上を図るために導入したものです。</p> <p>また、出張所等の集約化や廃止等については、実際の利用状況や費用対効果などを踏まえ、検討することとしています。</p>
3-12	52	<p>[第1期に検討する施設及び方策]</p> <p>印西市役所、印旛支所、本埜支所、中央駅前出張所、小林出張所、平賀出張所について「当面継続」の欄に丸印が記されている。</p> <p>当面継続とは、自らの判断を示さない上、自らの責任を回避しつつ、市民の視線を回避する作用としてしか映らない。マネージメント手法として公会計の活用と述べているが、各種公会計に於いて、各種施設の竣工時点を基本として耐用年数等が規定されており、これらの規定に従えば「当面継続」という判断はあり得ない。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針において当面継続とした施設は、建物の老朽化や利用状況等を踏まえたうえで、2030年度までの第1期中に集約化などの方策を検討するのではなく、修繕や改修等を行いながら、施設を継続利用すると判断したものです。</p> <p>また、公会計における施設の耐用年数については、税法上、減価償却費の算定に用いる年数であり、適切な維持管理を行うことにより、当該耐用年数を超えても建物を使用することができることから、当面継続という判断は可能であると考えます。</p>
3-13	10・11 51・52	<p>本案、「第3章施設類型別の適正配置の方向性」について記載されているが、この評価は誰が行うのか全く不明である。</p> <p>市民目線での評価という評価項目はなく、役人目線での都合的評価としか思えない。</p> <p>そのため、現在の印西市役所の評価の例のように、市民からすれば全く利便性・アクセス性能という市民にとって重要な視点が反映されてないため、現在位置での存続を容認する評価となっている。さらに、加味すれば1市2村の合併の失敗を覆い隠すような評価としか思えない。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>本実施方針については、ご指摘の「施設類型別の適正配置の方向性」を含め、市内部で内容を検討したうえで、パブリックコメントなどにより市民の皆様のご意見を聞きながら策定を進めているものですので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、印西市役所については、No. 3-8・3-9 で回答したとおりです。</p>
4-1	-	<p>今回の再配置の機会を利用し、住民の生命の安全を忘れ失われた時間を回復すべく、大雨・台風・津波・高潮・地震時でも枕を高くして眠れるようにハザードマップを活用し、子々孫々、生存できるようにマスタープランの再考を併せ行うべきである。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>ご意見としていただきます。</p>
4-2	-	<p>避難先として、白井～ニュータウン中央～牧の原、日医大前八千代北部とし、特例（特区）で土地利用度の低い戸建住宅より、UR 集合住宅民間マンション群を連帯され、多人数を収用できるようにする。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <p>ご意見としていただきます。</p>

No.	該当ページ	意見	意見への対応
4-3	-	<p>中央官庁、(防災、消防、気象庁等) ビジネス(金融、損保、生命、証券等) のデータセンター、バックヤード機能を有するビル群を前述、ニュータウン中央～牧の原間) に連帯させ、近隣にそこで働く公務員、社員の居住ビルも建て、徒歩、自転車で通える 24 時間夜でも 9 時～17 時外でも対応できる体制をつくり、我国を支える町にする。東京都と国と協力し、財政力を補完できる手法をとる。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】 ご意見としていただきます。</p>